

第三百三十三話 戦争犯罪総括

イスラエル・ハマスの武力衝突で民間人の犠牲が多数に上る。ハマスが、民間人を盾にするという弱者の戦法を戦法をとっているが故だと言ったら言い過ぎか。一方的にイスラエルが批判されるのは如何なものかと思わざるを得ない。国際世論はイスラエル大批判だ。どうも、戦争のルールが噛み合わない。

1 戦争犯罪概論

戦争犯罪には教義と広義があるとされる。狭義の戦争犯罪とは、ハーグ陸戦条約(1907)、ジュネーブ条約(1929)及び国際慣習法に違反する行為であり、それには民間人に対する意図的攻撃・殺害、捕虜虐待、不必要な破壊及び人道に反する行為が含まれる。広義の戦争犯罪とは、第二次世界大戦後に規定された「平和に対する罪」「人道に対する罪」を狭義の概念に追加したものである。ニュールンベルグ裁判や東京裁判は、後者の裁判であり、復讐裁判、事後法による裁判、刑罰不遯及の原則違反との批判が強く、筆者も意見を同じくする。(第九話 東京裁判批判を参照)



2 大東亜戦争戦争犯罪一覧

如何に大東亜戦争における戦争犯罪と目されるものを一覧にしてみた。異議も多々あるが、国内外で喧伝されているものを取り上げた。

(1) 日本軍が行ったとされる戦争犯罪

- ・南京大虐殺(南京事件) ・バターン死の行進 ・731部隊による人体実験
- ・慰安婦制度 ・捕虜虐待 ・マニラ虐殺(1945/2 マニラ海防隊と米軍の砲撃)

(2) 米軍等が行った戦争犯罪

- ・東京大空襲及び各都市への空襲 ・原爆投下 ・捕虜虐待
- ・火焰放射器の使用 ・民間人への暴行・殺害(沖縄戦) ・東京裁判の不公平性

(3) 中国による戦争犯罪

- ・通州事件 ・捕虜虐待 ・日本人居留民に対する暴行・略奪等々
- ・戦後における日本人に対する復讐

(4) ソ連軍による戦争犯罪

- ・満州侵攻時の民間人殺害・女性強姦 ・南樺太及び千島列島の占領
- ・シベリア抑留 ・捕虜虐待 ・日本人の財産没収

*これらのうち幾つかについては本メモランダムで取り上げた。

3 以下幾つかの所見を！

- ① 戦争犯罪は、何れの国も行っており、残念ながら、戦争につきものとする言える。勿論、然だからと言って、免責になる筈はないのは当然だ。が、戦後日本のみが悪者になっている風潮には抵抗感がある。余りにも一方的な断罪だ。相手も行っているではないかと云って免責される話ではないのは当然だが。
- ② どの国にも共通する戦争犯罪は、捕虜虐待であり、これは当該国の教育により縮減できる筈だと考える。戦友の戦死に対して敵国捕虜に対しての復讐は理解できない訳ではないが、それを自制しうる人間性や軍人としての矜持の涵養が肝要だ。
- ③ 意識的、意図的に敵国民間人を殺害するのは在り得るべきではないが、軍と民間人が混在する場合にはどうすべきかは今日的課題でもある。イスラエルとハマスの戦いをみれば問題であるのは明らかだ。
- ④ 戦争犯罪には、その国の文化や民族性が顕著に現れる。
- ⑤ 列記した犯罪の内には、未だに実証性が疑われているものもある。それらを未だに政治的に悪用しようとの悪意が見え隠れする。

(了)